農業をはじめるあなたに

令和6年(2024年)度版

HANDBOOK

新規就農者への３つの支援をまとめました

技術を習得 就農準備資金

農業大学校等の研修機関等で研修を受ける
就農希望者(就農予定時の年齢が、原則49歳以下)に
最長２年間、月12.5万円(年間最大150万円)
を交付します。

経営を開始 経営開始資金

新規就農される方に、農業経営を始めてから経営が安定するまでの
最長３年間、月12.5万円(年間最大150万円)
を交付します。

経営を発展 経営発展支援事業

新規就農される方に、機械・施設等導入に係る経費の
上限1,000万円に対し、県支援分の２倍
（補助上限1／2「以内」）を国が支援します。

農林水産省
九州農政局

Step１ 技術を習得

技術を習得
就農準備資金

～ 技術を習得する研修期間中の資金を支援 （就農準備資金）～

県が認める農業大学校等の研修機関等で研修を受ける就農希望者に、最長２年間、月12.5万円（年間最大150万円）を交付します。農業大学校や県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、要件を全て満たす方が対象です。

主な要件

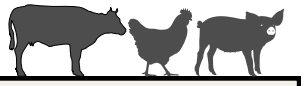

- ①就農予定時の年齢が原則49歳以下であること ✓
- ②おおむね１年以上（1年につきおおむね1,200時間以上）研修すること ✓
- ③ 研修終了後１年以内に以下のいずれかで就農すること ✓
  - ・独立・自営就農し、就農後５年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること
  - ・農業法人等に雇用されて就農すること
  - ・親元就農し、就農後５年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農すること
- ④ 研修期間中は、常勤の雇用契約を締結していないこと ✓
- ⑤ 生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと ✓
- ⑥ 申請時の前年の世帯全体の所得が原則600万円以下であること ✓
- ⑦ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること ✓

※以下の場合は返還となります。

- 適切な研修を行っていない場合
- 研修終了後、１年以内に就農しなかった場合
- 交付期間の1.5倍（最低２年間）の期間、就農を継続しない場合 等

よくある質問

問①　最寄りの研修機関等を知りたいのですが、何処で調べたらよいですか？
答①　「農業をはじめる.JP」よりエリアや営農作目を絞って検索することが可能です。
【URL】https://www.be-farmer.jp/school_informations/（外部リンク）

問②　研修修了後に親族（三親等以内）の農業経営を継承する場合、全ての経営を継承する必要がありますか？
答②　一部継承も可能ですが、研修終了後１年以内に独立・自営就農をし、持続的な農業経営が成り立つ計画を立てていただく必要があります。

問③　要件の世帯所得には、同居する祖母や兄弟も含まれますか？
答③　親子及び配偶者の範囲です。

Step２ 経営を開始

経営を開始
経営開始資金

～ 新たに農業経営を開始する者に資金を支援（経営開始資金）～

新規就農される方に、農業経営を始めてから経営が安定するまでの最大３年間、月12.5万円（年間最大150万円）を交付します。

農業経営を始めて間もない方で、要件を全て満たす方が対象です。

主な要件

①就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であること ✓

②独立・自営就農であること ✓
- 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
- 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
- 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
- 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
- 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること

③親族等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから５年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入や経営の多角化等）を負うこと ✓

④就農する市町村の目標地図に位置づけられていること（見込みも可）、人・農地プランに中心経営体として位置付けられていること（見込みも可）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること ✓

⑤申請時の前年及び交付期間中の世帯全体の所得が原則600万円以下であること ✓

※ 園芸施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入することが必要です。（見込みも可）
※ 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付します。
※ 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。

※以下の場合は返還となります。

- 適切な営農活動を行っていない場合
- 交付終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しない場合 等

よくある質問

問①　研修期間中に就農準備資金の交付を受けていますが、就農準備資金を受けた後は経営開始資金の交付の対象になりますか？

答①　就農準備資金を受けた後、独立・自営就農をする場合は交付の対象となりますが、農業法人等への雇用就農する場合は交付の対象とはなりません。

問②　以前、農業法人に雇用されていたことがありますが、自分で農業経営を始める場合は経営開始資金の対象になりますか？

問②　過去に雇用就農資金等で研修を行っていた場合は、予め交付主体となっている県等へご確認・お問い合わせください。

Step３ 経営を発展

～ 経営発展のための機械・施設等の導入を支援（経営発展支援事業）～

新規就農される方に、機械・施設等導入に係る経費の上限1,000万円（経営開始資金の交付対象者は上限500万円）に対し県支援分の２倍を国が支援します。（国の補助上限1／2）令和５年度又は令和６年度中に農業経営を開始し、要件を全て満たす方が対象です。

経営を発展
経営発展支援事業

主な要件

- ① 就農予定時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であること ✓
- ② 独立・自営就農であること ✓
- ③親等の経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから５年以内に継承し、継承する農業経営の現状の所得、売上または付加価値額を10%以上増加させるまたは生産コストを10%以上減少させる計画であると交付主体に認められること ✓
- ④就農する市町村の目標地図に位置づけられていること（見込みも可）、人・農地プランに中心経営体として位置付けられていること（見込みも可）、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること ✓
- ⑤自己負担分の経費について、金融機関から融資を受けること ✓

※1 夫婦ともに就農する場合は、補助対象経費上限が1.5倍になります。
※2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、補助対象経費上限は次のいずれか低い額となります。
① 2,000万円 ② 経営開始資金の交付対象者は500万円、対象でない者は、1,000万円
（夫婦を含む場合は当該夫婦について※１の額）として合算した額

よくある質問

問①　具体体的にどういった取組を支援してもらえますか？
答①　支援となる取組は１.トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の導入２.育苗施設、集出荷施設（選果機）、畜舎など設備の導入３.ビニールハウスの整備４.家畜の導入や果樹・茶の新植・改植５.簡易な基盤整備（区画整理、畦畔の除去）などが対象となります。

問②　例えば、1000万円の施設を導入する場合の自己負担額はいくらですか？
答②　県支援【250万円】、国支援【500万円】となり
自己負担は※【250万円】となります。
※自己負担の250万円は、金融機関から融資を受ける必要があります。

問③　要件を満たせば誰でも補助を受けることができますか？
答③　予算の範囲内での採択となるため、補助希望者の就農後の取組内容をポイント化し、ポイントの順に採択します。そのため、就農後の取組内容についても精査したうえで申請することが重要です。

親元就農も補助対象となります

※ただし一定の要件を満たす必要があります

親元就農は新規参入者と比べると、土地や機械などの設備投資の負担軽減、販路やノウハウの継承など、有形・無形資産の継承によりリスクを軽減できることから、一定の要件を満たす必要があります。

技術を習得
就農準備資金

就農後５年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる、または独立・自営就農すること

経営を開始
経営開始資金

経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから５年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の**経営リスク**を負うこと

※経営リスクの具体例

- 親族等が従来より栽培をしていない作目の取組
- 新技術の導入
  - ・・・新技術とは一定の収量の増加、品質の向上、コスト削減や省力化などにつながる取組
- 経営の多角化
  - ・・・新たな販路の開拓や直売、輸出、農産物加工、観光農園や農家レストラン等の取組

上記のような取り組みが市町村から認められた場合、経営リスクを負っていると判断します

経営を発展
経営発展支援事業

継承する農業経営に従事してから５年以内に継承し、継承する農業経営の現状の所得、売上または付加価値額を10%以上増加させる、または生産コストを10%以上減少させる計画であると市町村に認められること

農業をはじめる前にチェックしてほしい3つのコンテンツ

CHECK

農業の魅力発信
コンソーシアム

憧れや目標の農家となるような
「ロールモデル農業者」の紹介

新・農業人
ハンドブック

具体的に就農を検討しはじめた
方は必ず読んでおきたい冊子

農業をはじめる.ｊｐ

農業に興味がある人や仕事にし
たい人のための情報提供サイト

福岡県

(公財) 福岡県農業振興推進機構
TEL : 092-716-8355

佐賀県

さが農業経営・就農支援センター
TEL : 0952-20-1590

長崎県

長崎県新規就農相談センター
TEL : 0957-25-0031

熊本県

熊本県農業経営-就農支援センター
TEL : 096-385-2679

新規就農
九州各県
問い合わせ窓口

大分県

(公社) 大分県農業農村振興公社
TEL : 097-535-0400

宮崎県

(公社) 宮崎県農業振興公社
TEL : 0985-51-2631

鹿児島県

かごしま農業経営・
就農サポートセンター
TEL : 099-213-7223

九州農政局

九州農政局経営支援課
TEL : 096-300-6343

制作：九州農政局経営・事業支援部　経営支援課就農促進班